

○三条地域水道用水供給企業団会計規程

昭和60年 4月22日

規 程 第 1 号

改正 平成17年 5月 1日 規程第3号

平成25年 4月 1日 規程第3号

三条地域水道用水供給企業団会計規程（昭和50年公営企業管理規程第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）その他の法令に定めるもののほか、三条地域水道用水供給企業団（以下「企業団」という。）の会計及び財務に関する基準並びに手続について、必要な事項を定めるものとする。

（会計及び財務）

第2条 企業団の会計及び財務に関する基準並びに手続は、三条市水道事業会計規程（平成17年三条市水道事業管理規程第21号）の規定の例による。

附 則

（実施期日）

1 この規程は、昭和60年4月1日から実施した。

（事務処理の経過措置）

2 この規程の実施日前において改正前の三条地域水道用水供給企業団会計規程の規定によりなされた手続、効果等は、この規程によりなされた手続、効果等とみなす。

附 則（平成17年5月1日規程第3号）

この規程は、平成17年5月1日から実施する。

附 則（平成25年4月1日規程第3号）

この規程は、平成25年4月1日から実施する。